

一般社団法人由仁町観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人由仁町観光協会と称する。

(目的)

第2条 この法人は、由仁町における観光資源の開発、宣伝、観光客の誘致、観光施設の運営などにより、由仁町の観光産業の振興と地域の繁栄に寄与することを目的として、次の事業を行う。

1. 観光客誘致のための宣伝、情報発信、招聘等の事業
2. 観光客への観光案内、情報発信
3. 観光施設の管理・運営・受託事業
4. 観光土産品の開発・宣伝事業
5. 観光事業の企画・実施・参加に関する事業
6. 観光資源の開発・保全・美化事業
7. 観光情報の収集事業
8. 由仁町からの委託等の事業
9. 旅行業法に基づく旅行業事業並びに一般収益事業
10. 前各号にかかげるもののほか、この法人の目的を達成するための事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を北海道夕張郡由仁町に置く。

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 正会員及び賛助会員

(正会員及び賛助会員の資格)

第6条 当法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

- ② 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第

11条第1項第5号等に規定する社員とする。

③ 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後、正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、正会員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

② 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 正会員又は賛助会員は、退会する日の1か月前までに退会届を理事会に提出しなければ、退会することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の承認を得ていつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

1. 定款または総会の決議を無視する行為があったとき。
2. 本会の名誉を毀損し、または本会の信用を失うような行為があったとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 正会員又は賛助会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
2. 死亡または解散したとき。
3. 退会したとき。
4. 除名されたとき。

(資格喪失に伴う会員の権利及び義務)

第 13 条 正会員又は賛助会員が第 12 条の規定により会員資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることができない。

② 既納の会費及びその他の拠出金品は会員資格を喪失した場合でもこれを返還しない。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

② 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

③ 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

1. 事業計画及び収支予算の承認（これらを変更する場合も含む）
2. 事業報告の承認
3. 貸借対照表及び損益計算書の承認
4. 会員の除名
5. 理事及び監事の選任又は解任
6. 定款の変更
7. 解散及び残余財産の処分
8. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に招集する。

② 臨時総会は、理事会において開催の決議がなされたときに開催するほか、議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって臨時総会の招集の請求があったとき、その請求があった日から 30 日以内に開催する

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

② 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第24条 当法人の理事の員数は、3名以上20名以内とする。

(理事の資格)

第25条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

(監事の員数)

第26条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第28条 当法人に会長1名、副会長2名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 会長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑤ 会長のほか、理事会の決議により副会長の中から、当法人を代表する理事を定めることができる。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第30条 理事及び監事には、報酬等は支払わないものとする。ただし、別に定める「旅費規程」により旅費を支給することができる。

第5章 理事会

(招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 会長が必要と認めるときは、理事会の決議をもって、この法人に専門委員会を置くことができる。

- ② 専門委員会の委員は、会長が理事会の承認を経て任命する。
- ③ 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- ④ 専門委員会は、会長の諮問に応じ、この法人の運営に関する重要事項について審議し、会長に報告する。
- ⑤ 専門委員会の任務、構成、設置期間及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第40条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第41条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第42条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 正会員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上は当法人の現行定款である。

令和3年4月1日

北海道夕張郡由仁町中央27番地
一般社団法人由仁町観光協会
代表理事 窪 田 裕 司